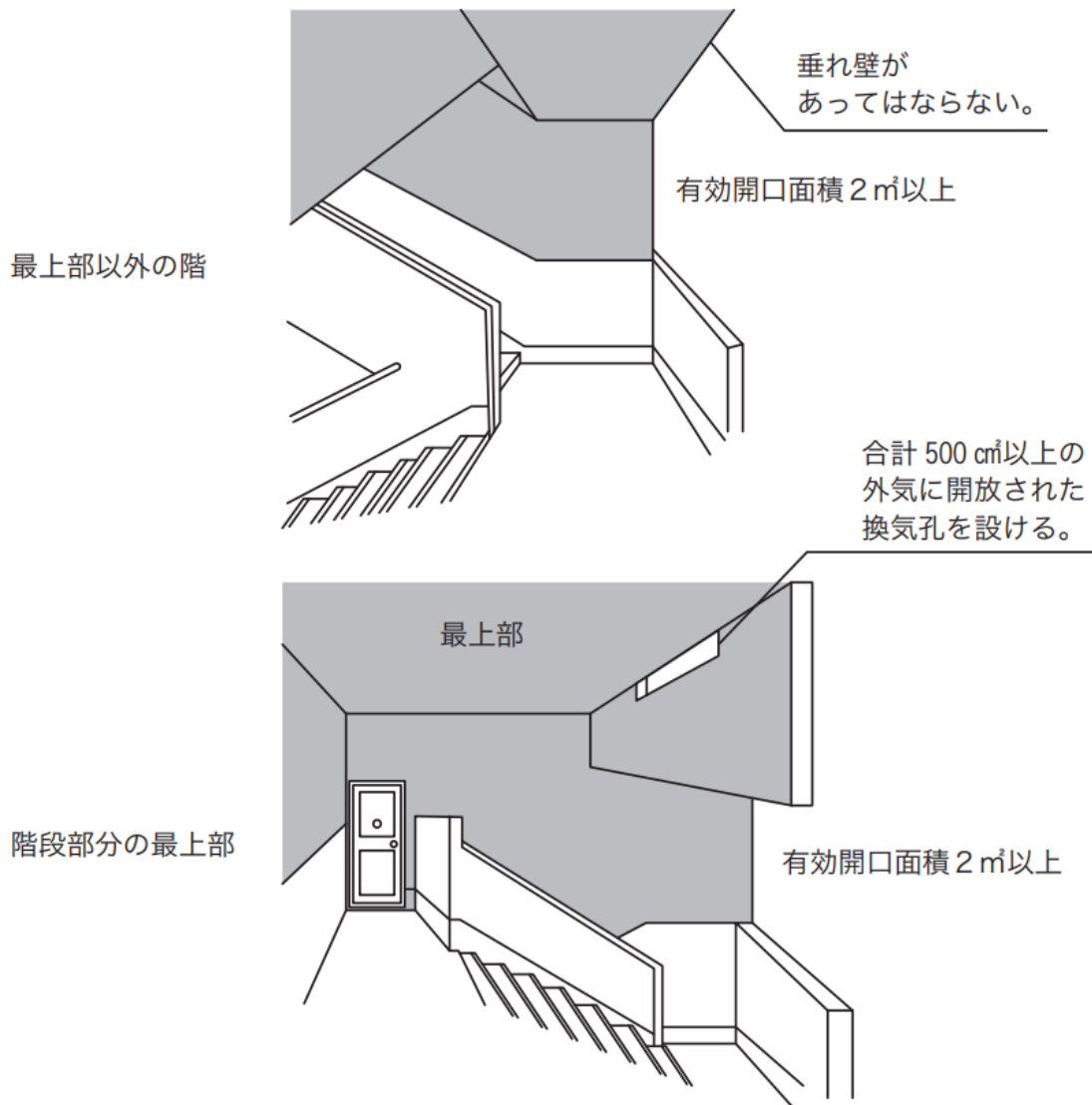


基準3-2 避難器具の設置個数の減免の取扱いに関する基準

※無印：法令基準 ●：指導基準

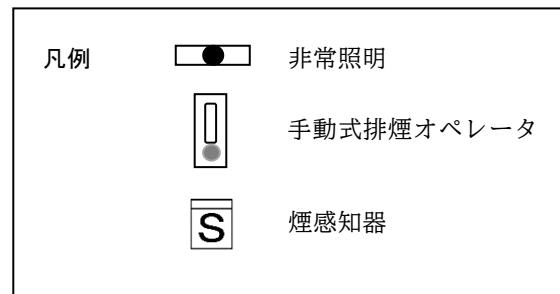
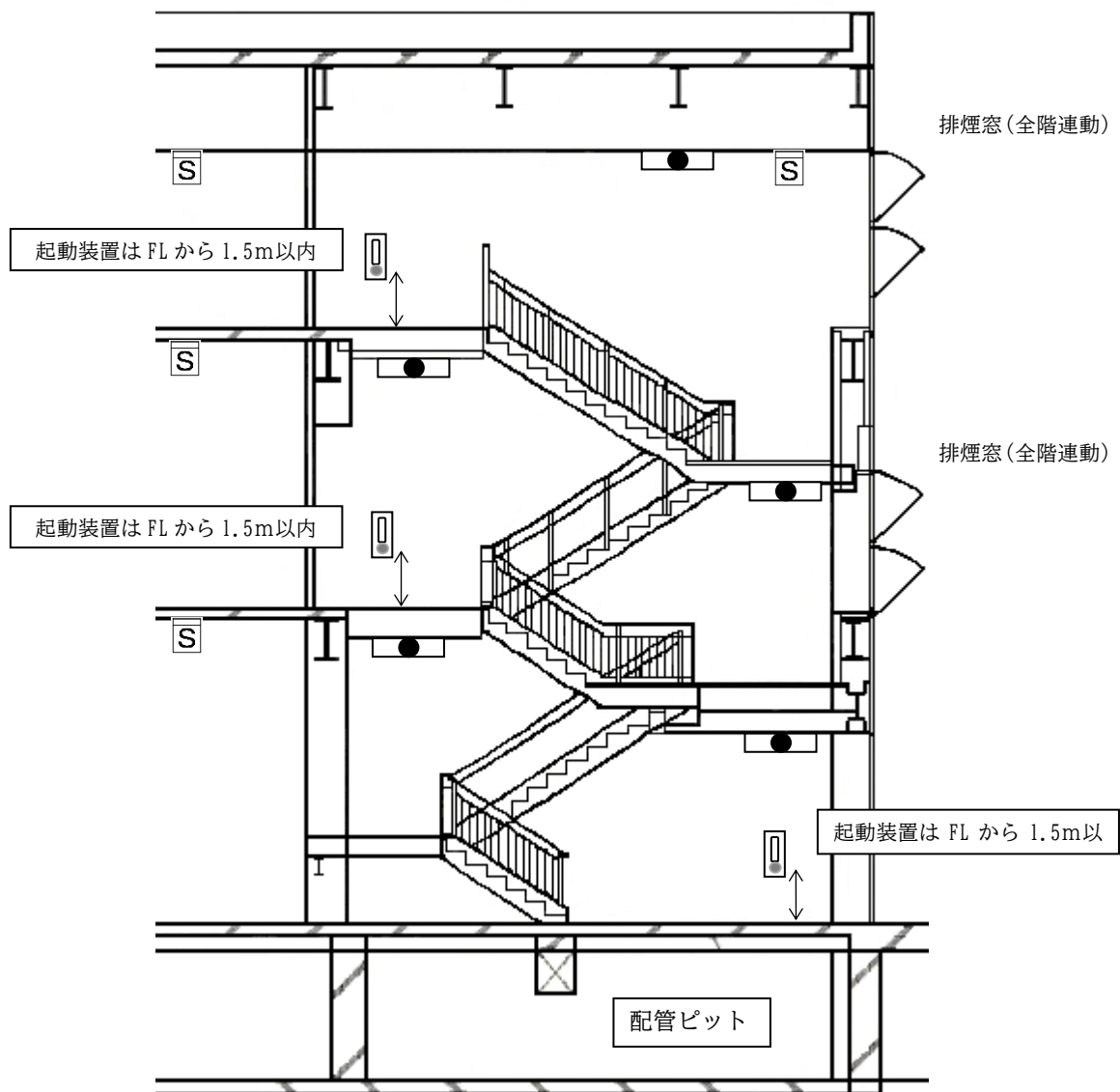
法令等に定める基準によるほか、次に定めるところによる。

- 1 省令第26条第3項に規定する「渡り廊下」は、敷地内の上空に設けるものにあつては、幅員を1.2m以上とし、かつ、避難時の予想される荷重に十分耐えるものとする。こと。
なお、公共用道路上空に設ける渡り廊下については、「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（昭和32年7月15日建設省発第37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号）によるものとする。こと。
- 2 省令第26条第3項の規定は、渡り廊下により接続される2以上の防火対象物のそれぞれの階について、避難器具の設置個数を減ずることができる。
- 3 省令第26条第5項第1号への「バルコニーその他これに準ずるもの」（以下「バルコニー等」という。）とは、開放廊下、ひさし、床又は構造体の突出部が該当する。
- 4 バルコニー等の構造は、次のいずれかによること。
 - (1) 傾斜がある場合は、次によること。
 - ア 耐火構造であること。
 - イ 避難時の予想される荷重に十分耐えるものであること。
 - ウ 直接外気に開放された、煙が充満しない構造であること。
 - エ 概ね2㎡以上であること。
 - オ 床面の傾斜が1/10以下であること。
 - カ 外壁、柱等の外面からの有効幅が80cm以上であること。
 - キ 周囲（内側を除く。）に床面若しくは上面からの高さが110cm以上の手すり壁、さく若しくは金網が設けられているか、又は外壁、柱等の床面からの高さが90cm前後の位置に手すり棒が設けられているものであること。
 - (2) 傾斜がない場合は、前号アからエまでによるほか、次によること。
 - ア 外壁、柱等の外面からの有効幅が60cm以上であること。
 - イ アの有効幅が80cm未満である場合には、前号キの手すり壁、さく若しくは金網又は手すり棒が設けられているものであること。
- 5 省令第26条第2項、第5項第3号ハ及び第7項第3号に規定する「屋内に設けるもので消防庁長官が定める部分」は、階段の各階又は各階の中間の部分ごとに設ける直接外気に開放された排煙上有効な開口部で、次のア及びイに該当するものであること。（省令第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第7項第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件（平成14年消防庁告示第7号）。基準32-1図参照）
 - (1) 開口部の開口面積は、2㎡以上であること。
ただし、各階の開口部を排煙窓にする場合は、各階の手動起動装置及び縦穴区画の感知器と連動して一斉開放すること。（基準32-2図参照）
 - (2) 開口部の上端は、当該階段の部分の天井の高さの位置にあること。
ただし、階段の部分の最上部における当該階段の天井の高さの位置に500㎤以上の外気に開放された排煙上有効な換気口がある場合は、この限りでない。
 - (3) 非常照明を設けること。（基準32-2図参照）



基準3 2 - 1 図

消防庁告示第7号屋内避難階段（排煙窓を設ける場合）の例

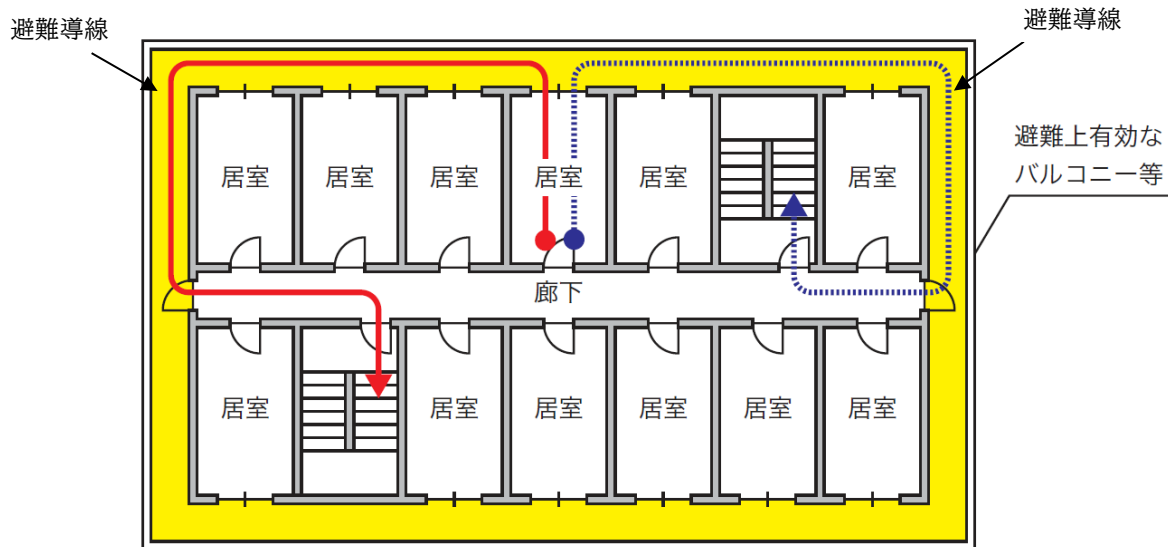


基準3 2 - 2 図

- 6 省令第26条第5項第1号へに規定する「バルコニーその他これに準ずるものが避難上有効に設けられている」とは、次の各号のものをいう。

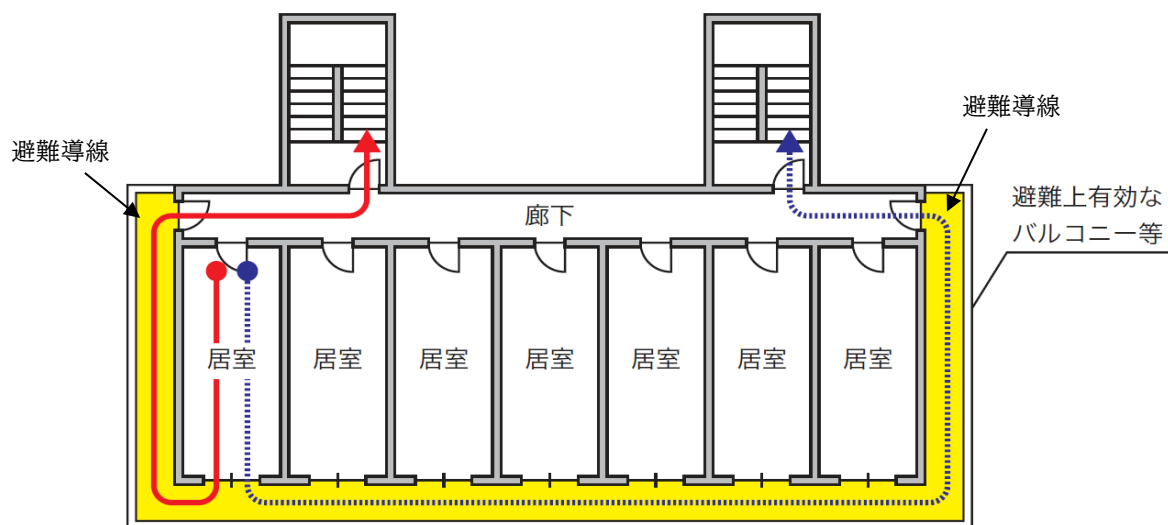
この場合において、バルコニー等に仕切りが設けられ、又は避難上障害となる物が置かれている場合で、当該仕切り等を容易に破壊し、又は障害物を除去することができるときは、この基準において避難上有効なバルコニー等として取り扱う。

- (1) 防火対象物の周囲（内側を含む。）にバルコニー等が設けられている場合（基準32-3図参照）



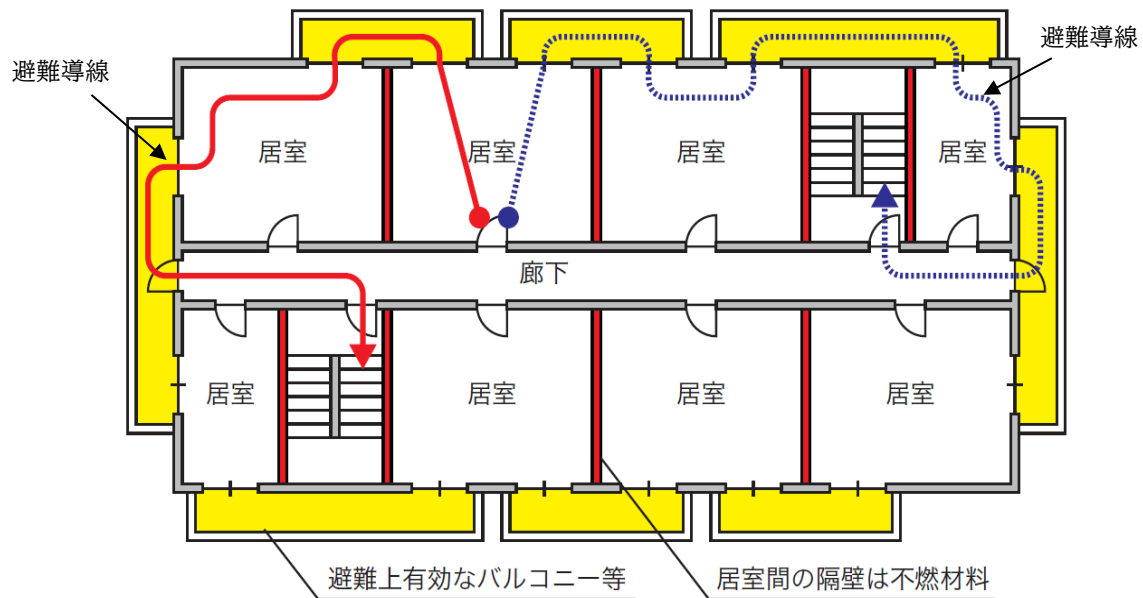
基準3 2-3 図

- (2) 防火対象物の居室の外気に面する部分及びその他の部分にバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により、避難階段又は特別避難階段のいずれかの2以上に移行できる場合（基準32-4図参照）

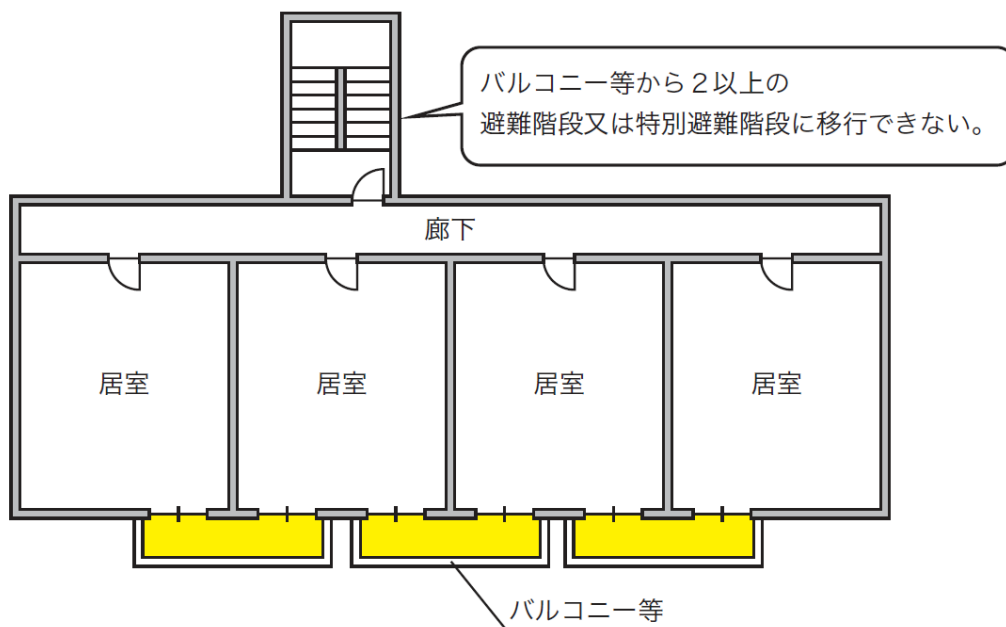


基準3 2-4 図

- (3) 防火対象物の居室間を相互に連絡できるようなバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により避難階段又は特別避難階段のいずれかの2以上に移行できる場合（基準31-5図参照）



（認められない例）

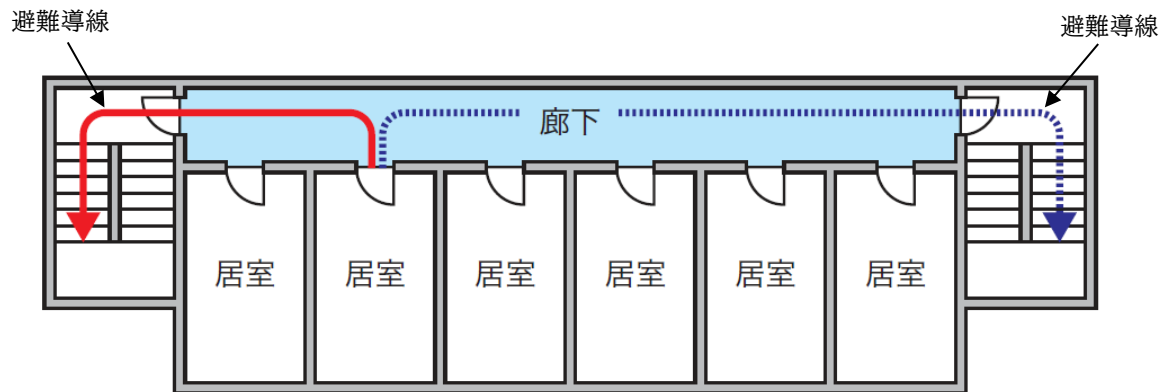


基準3 2 - 5図

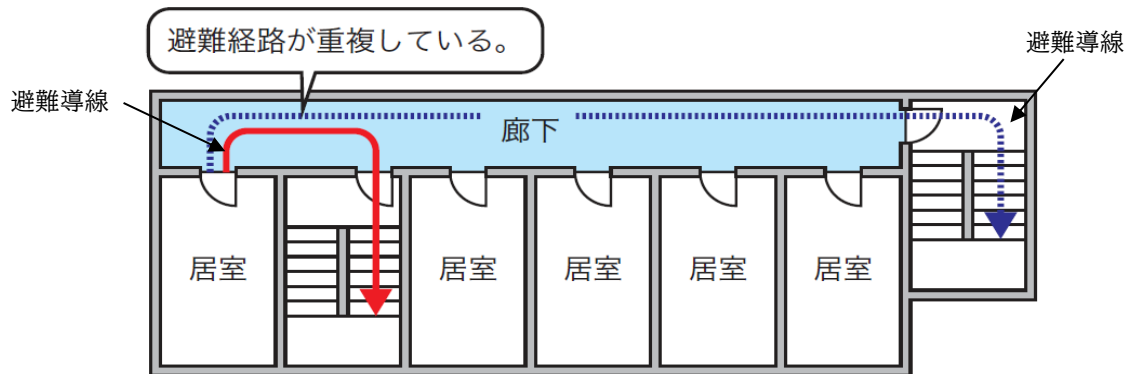
7 省令第26条第5項第1号へに規定する「あらゆる部分」とは、すべての居室の出入口が該当するものとする。

8 省令第26条第5項第1号へに規定する「2以上の異なった経路によりこれらの直通階段のうちの2以上のものに到達しうよう設けられている」とは、次の各号のような場合をいうものとする。

(1) 防火対象物の両端のそれぞれに直通階段が設けられている場合（基準32-6図参照）

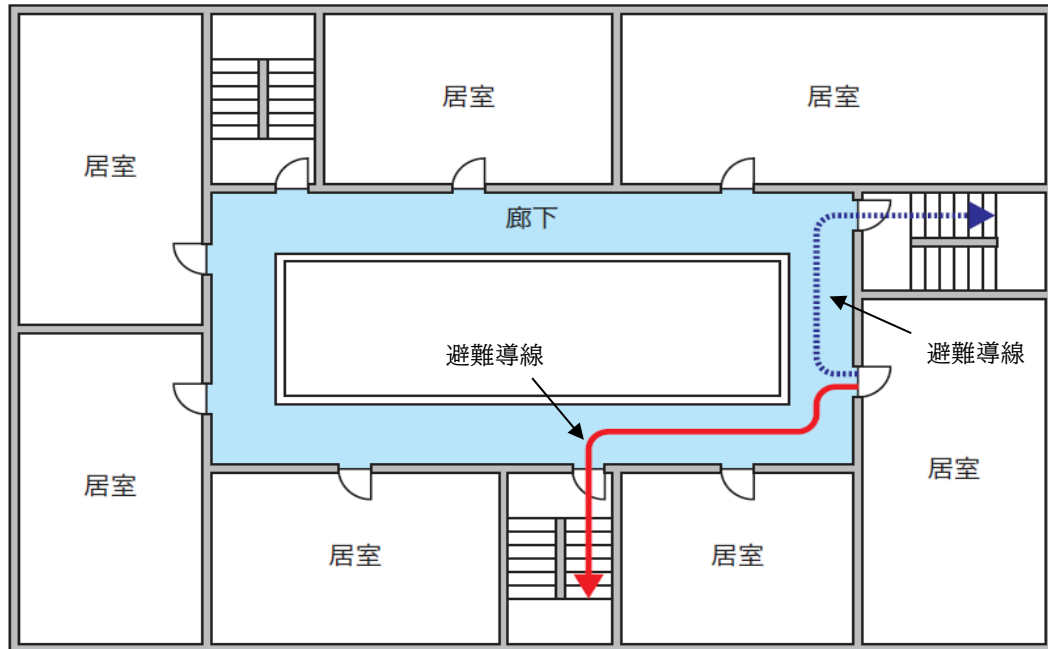


（認められない例）



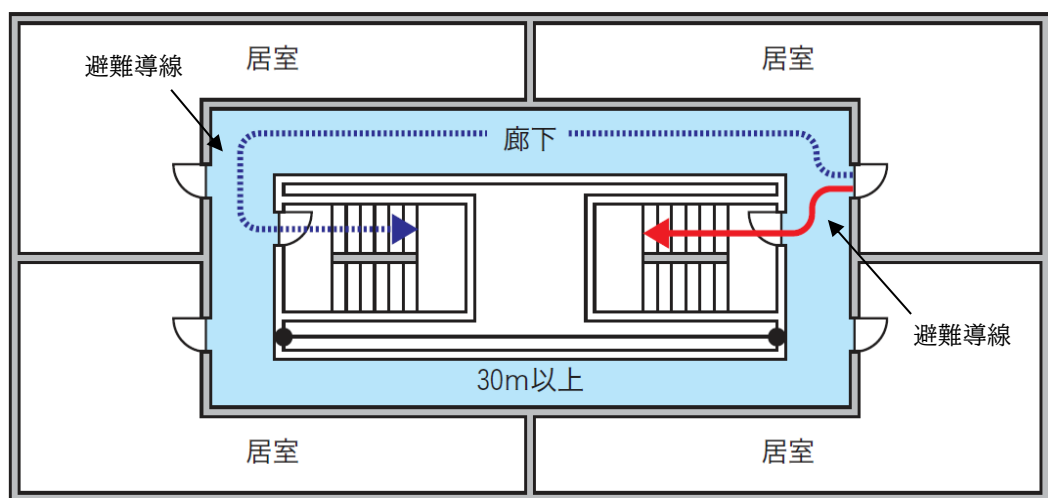
基準3-2-6図

- (2) 防火対象物の周囲（内側を含む。）に廊下が設けられ、いずれの部分で火災が発生しても異なる2方向に避難できるための直通階段が設けられている場合（基準32-7図参照）



基準32-7図

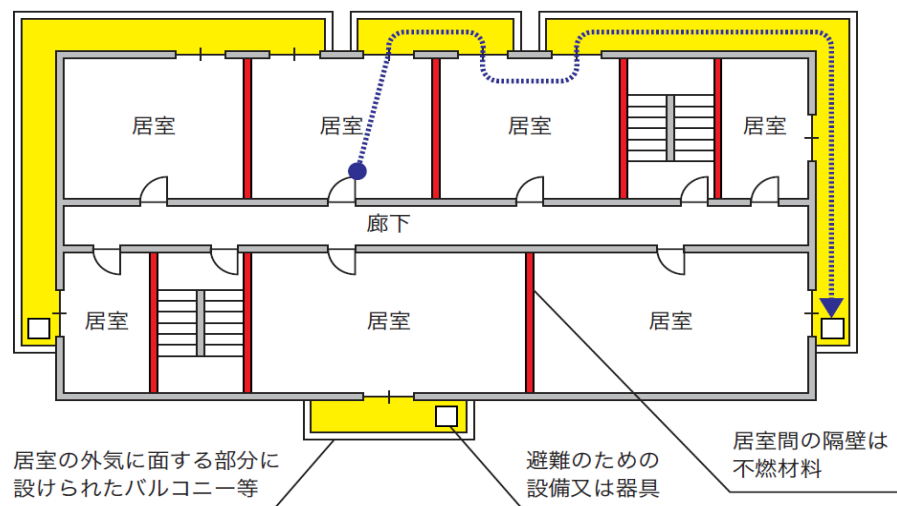
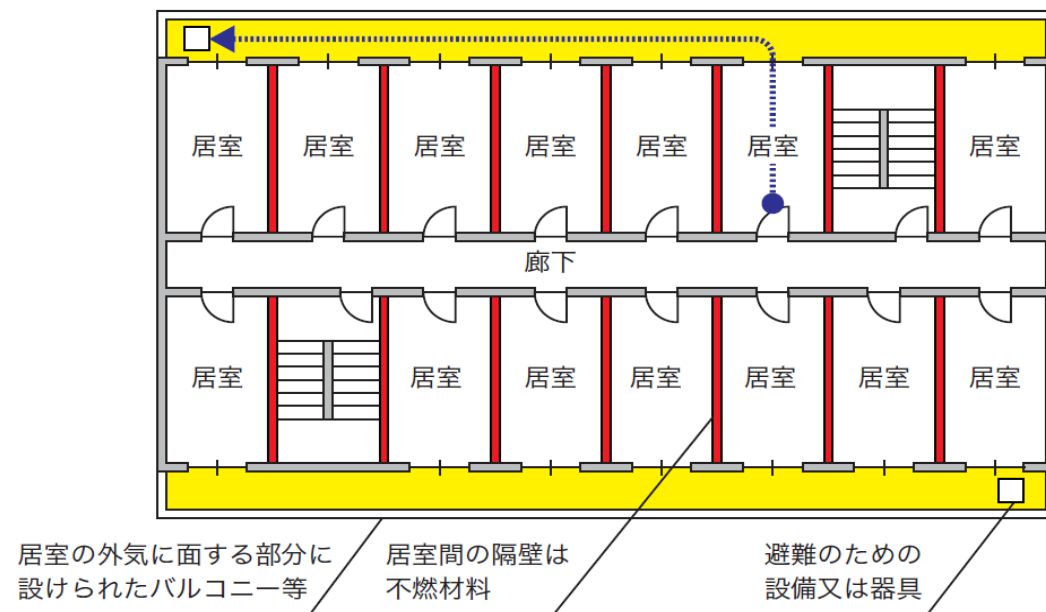
- (3) 階段、エレベーター、便所等が防火対象物の中心部に集中したコア型式の防火対象物については、いずれの部分で火災が発生しても異なる2方向に避難できるよう、2以上の直通階段が設けられ、かつ、これらの階段の間隔が水平距離にして30m以上となるように設けられている場合（基準32-8図参照）



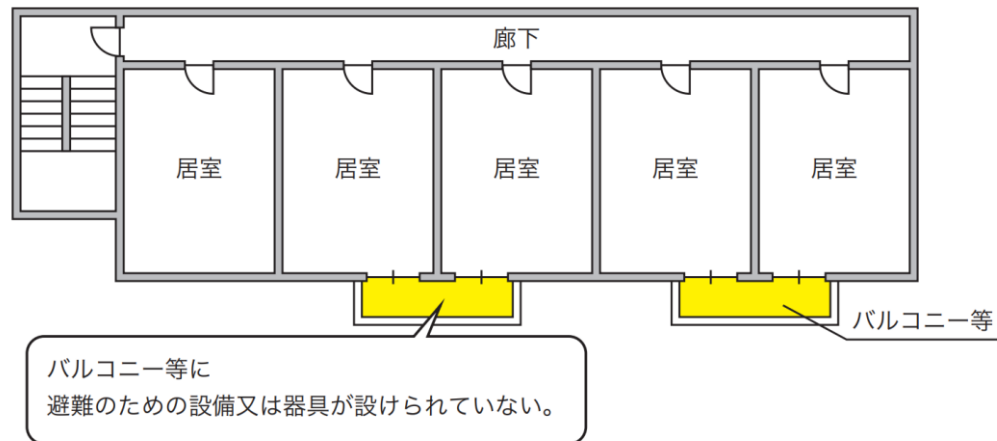
基準32-8図

9 省令第26条第5項第2号口の「居室の外気に面する部分にバルコニー等が避難上有効に設けられており」とは、次の各号のような場合をいうものとする。

- (1) 前6(1)及び(2)に掲げる場合
- (2) 防火対象物の居室と他の居室とを区画する壁が不燃材料で造られ、隣接の居室とを相互に連絡できるバルコニー等が設けられている場合（独立したバルコニー等については、それぞれに避難のための設備又は器具が設けられていること。）（基準32—9図参照）



（認められない例）



基準3 2 - 9 図

- 1 0 省令第26条第5項第2号口に規定する「その他の避難のための設備若しくは器具」及び同条第7項第3号の「その他避難のための設備又は器具」のうち、「設備」とは、各階のバルコニー等に設けられた階段、傾斜路等が該当し、「器具」とは、各階のバルコニー等に設けられたタラップ、ステップ、はしご、緩降機、救助袋等が該当するものとする。
- 1 1 省令第26条第5項第2号口に規定する「他の建築物に通ずる設備若しくは器具」のうち、「設備」とは、渡り廊下等が該当し、「器具」とは、避難橋等が該当するものとする。
- 1 2 建基令第120条、第121条及び第122条の規定により必要とされる最低数を超えて設けられた直通階段で、屋外に設けるものは、政令32条を適用し、省令第26条第2項の規定を準用することができる。●
- 1 3 特定1階段等防火対象物のうち、避難器具を設置する階が次のいずれかに該当する場合は、当該階に設置する避難器具について、省令第27条第1項第1号に規定する基準を適用しないことができる。
 - (1) 2階
 - (2) 特定用途に供される部分が存しない階